



# 【 平成27年度税制改正について 】

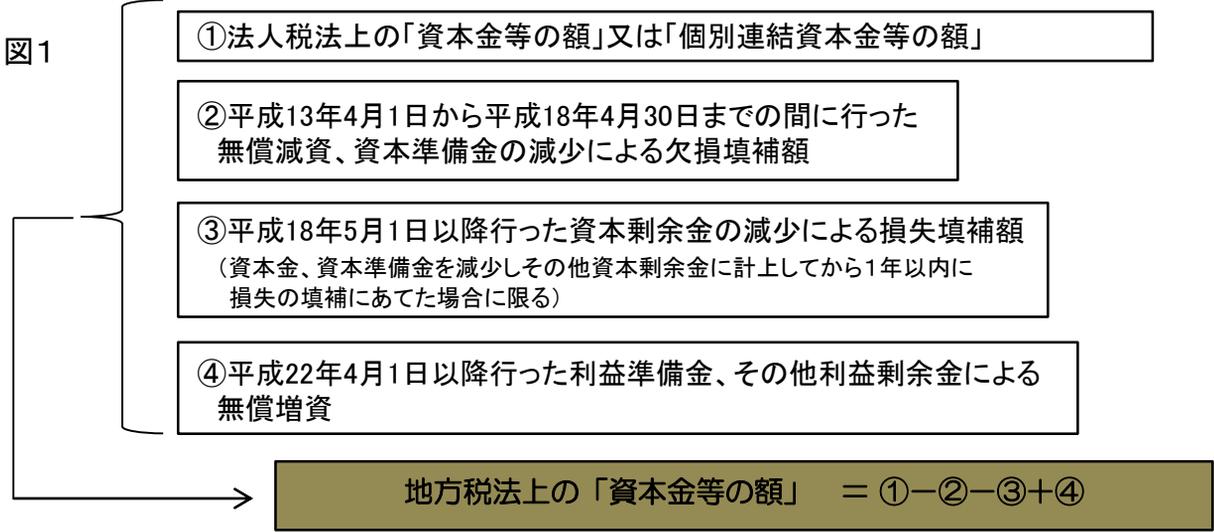
(法人県民税・事業税、地方法人特別税関係)

## 1 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」が改正されました

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人県民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」が改正されました。

### (1) 地方税法上の「資本金等の額」について (地方税法第23条第1項第4号の5)

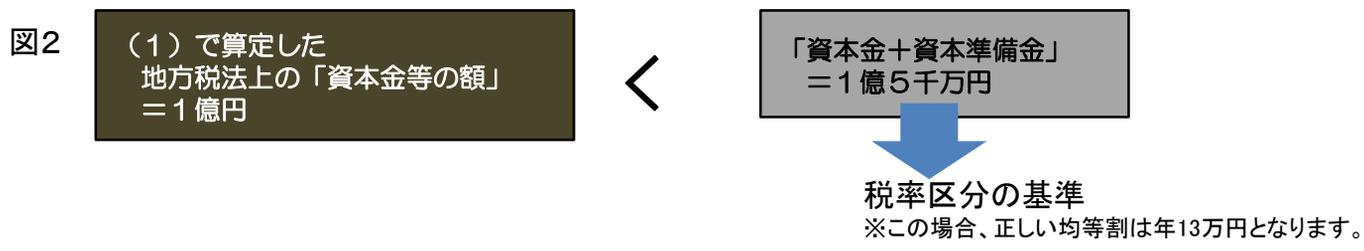
法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額に、無償増資・無償減資等による欠損填補を行った場合にその額を調整した金額が地方税法上の「資本金等の額」になります。(図1のとおり)



※合同会社等の持分会社については②、③及び④の規定は適用することはできません。

### (2) 「資本金等の額」と「資本金+資本準備金」の比較について (地方税法第52条第4項～第6項)

(1)で算定した「資本金等の額」と「資本金+資本準備金」を比較し、(1)で算定した「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」の合算額に満たない場合、均等割の税率区分の基準となる地方税法上の「資本金等の額」は、「資本金+資本準備金」の合算額となります。(図2に例示)



なお、平成27年4月1日以降最初に開始する事業年度に係る予定申告については、改正前の規定により前事業年度の末日現在の資本金等の額を用いることとする経過措置が設けられています。

## 2 資本割の課税標準となる「資本金等の額」が改正されました(法人事業税)

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、外形標準課税法人の法人事業税資本割の課税標準となる「資本金等の額」は、資本金等の額(従来どおり、無償増資、無償減資等による欠損填補を調整後の金額)と「資本金+資本準備金」との比較により算定します。(注)

(注)「資本金等の額」と「資本金+資本準備金」との比較による算定は、県民税均等割の税率区分1(2)と同様になります。

### 3 外形標準課税法人の税率が改正されました(法人事業税・地方法人特別税)

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、外形標準課税法人の法人事業税・地方法人特別税の税率が改正されました。

#### ○法人事業税

割区分		課税標準の区分	税率			
			平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
所得割	事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	2.9%	4.3%	3.1%	1.9%
	上記以外の法人	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.9%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	1.4%
		所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	1.9%
付加価値割		一律	0.48%	0.48%	0.72%	0.96%
資本割		一律	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%

#### ○地方法人特別税

区分	税率			
	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人の基準法人所得割額	148%	67.4%	93.5%	152.6%

### 4 付加価値割における所得拡大促進税制について(経過措置)

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、(1)の要件を全て満たす場合には、所得拡大促進税制に係る措置として、法人事業税付加価値割の算定において一定額を控除します。なお、合併解散以外の解散の日を含む事業年度、清算中の事業年度、期限後申告は適用対象となりませんので注意してください。(地方税法附則第9条第13項～第18項)

#### (1) 要件

ア 雇用者給与等支給増加額 ÷ 基準雇用者給与等支給額 ≥ 増加促進割合(注1)

(注1 増加促進割合 H27.4.1～H28.3.31までの間に開始する事業年度:3%、H28.4.1～H29.3.31までの間に開始する事業年度:4%  
H29.4.1～H30.3.31までの間に開始する事業年度:5%)

イ 適用事業年度の雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額【前事業年度の雇用者給与等支給額】

ウ 適用事業年度の平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額

※ア～ウの計算については、原則として、法人税の所得拡大促進税制の計算の例によります。

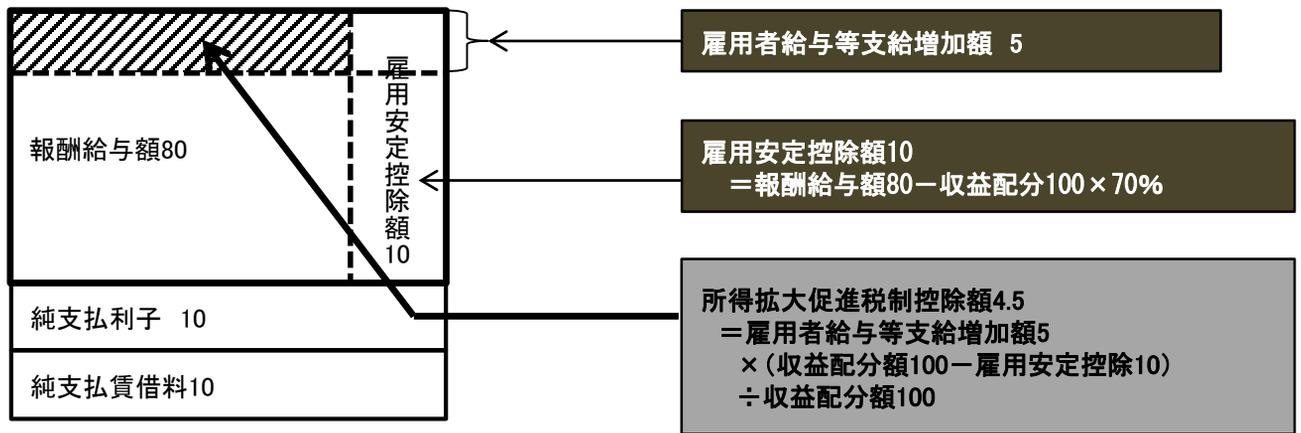
#### (2) 控除額の計算

次の算式で算定した「所得拡大促進税制控除額」を付加価値額から控除します。

$$\boxed{\text{所得拡大促進税制控除額}} = \boxed{\text{雇用者給与等支給増加額}} \times \left\{ \left[ \boxed{\text{収益配分類(別表5の2④)}} - \boxed{\text{雇用安定控除額(別表5の2⑨)}} \right] \div \boxed{\text{収益配分類(別表5の2④)}} \right\}$$

(3) 所得拡大促進税制控除額の計算例

※ 収益配分額100＝報酬給与額80＋純支払利子10＋純支払賃借料10



5 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置（経過措置）

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の（1）の要件を満たす場合には、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額を控除します。なお、仮決算の中間申告は適用対象となりません。（地方税法改正法附則（平成27年）第8条、第9条）

(1) 要件 ア及びイの両方を満たすこと

ア 調整後付加価値額（※1） < 40億円

イ ①平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度

平成27年3月31日現在の税率を適用した事業税額（※2） < 基準法人事業税額（※3）

②平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度

平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額（※2） < 基準法人事業税額（※3）

※1 付加価値額×12÷事業年度の月数（1月未満切り上げ）

※2 その事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得（関係都道府県分割後、1,000円未満切捨）にそれぞれ平成27年3月31日（平成28年3月31日現在）の規定による税率を乗じた金額（100円未満切捨）

※3 その事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

(2) 控除額の計算

ア 調整後付加価値額 ≤ 30億円の場合・・・（※3－※2）×1/2

イ 30億円 < 調整後付加価値額 < 40億円の場合

・・・（※3－※2）×（40億円－調整後付加価値額）÷20億円

(3) 計算例

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度の場合



(※)埼玉県に申告する場合、平成27年3月31日現在の税率は右表の税率により計算してください

所得割			付加価値割	資本割	
軽減税率適用法人					軽減税率 不適用法人
年400万円以下	年400万円超 年800万円以下	年800万円超			
2.2%	3.2%	4.3%	4.3%	0.48%	0.2%

## 6 その他

### (1) 法人県民税関係

ア 中小企業者等が、地域再生法の改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に一定の要件を満たし、かつ、一定の地方拠点建物等を取得等して法人税の税額控除を受けた場合、法人税の税額控除後の法人税額を法人税割の課税標準である法人税額とする特例が新設されました。

イ 中小企業者等の法人税割の課税標準である法人税額の算定について、次の改正がされました。

(ア) 法人税の試験研究を行った場合の税額控除制度の見直しに合わせて、法人税割の課税標準である法人税額の計算について改正がされました。

(特別試験研究費の額に係る税額控除も法人税割の計算上控除可能)

(イ) 中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用者給与等支給増加割合の要件について、平成28年4月1日以後に開始する適用年度については3%以上に改正されました。

### (2) 欠損金の繰越控除等

ア【法人県民税】

平成29年4月1日以降開始事業年度について生じた控除対象還付法人税額等の控除期間が10年に延長されました。

イ【法人事業税】

中小法人等(注)以外の法人の欠損金の損金算入限度額が以下のように改正されました。

平成27年4月1日以降開始事業年度→**65%**

平成29年4月1日以降開始事業年度→**50%**

(注) 中小法人等とは、普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもので資本金5億円以上の法人による完全支配関係がないなど一定のもの、公益法人等又は協同組合等、人格のない社団等をいいます。

ウ【法人事業税】

平成29年4月1日以降開始事業年度について生じた欠損金の繰越期間が10年に延長されました。

## 【 埼玉県からのお知らせ 】

### <お知らせ その1 利子割課税の廃止について>

平成28年1月以降に支払いを受ける利子等について、法人に対する利子割課税が廃止されます。これに併せて、県民税法人税割から利子割を控除または県民税均等割に充当する制度も廃止されます。

利子割額の県民税法人税割からの控除・均等割への充当は、平成27年12月31日までに支払いを受ける利子等に課された利子割額に限られますのでご注意ください。

### <お知らせ その2 申告書など各種様式のダウンロードのご案内>

埼玉県では、法人県民税・事業税・地方法人特別税の申告書、申請書、納付書をホームページに掲載しています。ここから、ダウンロードしてご利用ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashi/index/z-6.html>

もしくは次のメニューから

埼玉県HP総合トップ→「くらし・環境」→「税金」→「申請・手続き」

→「各種申請申告様式のダウンロード」からダウンロードしてご利用ください。

### <お知らせ その3 電子申告・電子納税のご案内>

埼玉県への法人県民税・事業税・地方法人特別税のご申告・納税は、簡単・便利な電子申告・電子納税がご利用できます。

詳しいご利用方法は、eLTAXホームページ:<http://www.eltax.jp/>をご覧ください。